

(自作農創設特別措置法中改正法律案新舊對照)

自作農創設特別措置法

昭和廿貳年拾月拾參日
昭和二十一年十月二十一日法律第四十三號
改正 昭和二十二年 月 日法律第 號

第一條 この法律は、耕作者の地位を安定し、その労働の成果を公正に享受させるため自作農を急速且つ廣汎に創設し、又、土地の農業上の利用を増進し、以て農業生産力の發展と農村における民主的傾向の促進を圖ることを目的とする。

第二條 この法律において、農地とは、耕作の目的に供される土地をいひ、牧野とは、家畜の放牧又は採草の目的に供される土地（農地並びに植林の目的その他家畜の放牧及び採草以外の目的に主として供される土地を除く。）をいふ。

この法律において、自作地とは、耕作の業務を営む者が所有権に基づきその業務の目的に供してゐる農地をいひ、小作地とは、耕作の業務を営む者が賃借権、使用貸借による権利、永小作権、地上権又は質権に基づきその業務の目的に供してゐる農地をいふ。

この法律において、自作牧野とは、耕作又は養畜の業務を営む者が所有権に基づき家畜の放牧又は採草の目的に供してゐる牧野をいひ、小作牧野とは、耕作又は養畜の業務を営む者が賃借権、使用、貸借による権利、永小作権又は質権に基づき家畜の放牧又は採草の目的に供してゐる牧野をいふ。

前二項の規定の適用については、耕作若しくは養畜の業務を営む者の同居の親族若しくはその配偶者又は耕作若しくは養畜の業

第一條 この法律は、耕作者の地位を安定し、その労働の成果を公正に享受させるため自作農を急速且つ廣汎に創設し、以て農業生産力の發展と農村における民主的傾向の促進を圖ることを目的とする。

第二條 この法律において、農地とは、耕作の目的に供される土地をいふ。

この法律において、自作地とは、耕作の業務を営む者が所有権に基づきその業務の目的に供してゐる農地をいひ、小作地とは、耕作の業務を営む者が賃借権、使用貸借による権利、永小作権、地上権又は質権に基づきその業務の目的に供してゐる農地をいふ。

前項の規定の適用については、耕作の業務を営む者の同居の戸主若しくは家族又は耕作の業務を営む者の戸主若しくは、

務を営む者の親族若しくはその配偶者で命令で定める特別の事由に因りその者と同居しなくなつたものが有する前二項に掲げる権利は、これをその耕作又は養畜の業務を営む者の有するものとみなす。

この法律において、自作農とは、自作地に就き耕作の業務を営む個人をいひ、小作農とは、小作地に就き耕作の業務を営む個人をいふ。

第三條 左に掲げる農地は、政府が、これを買収する。

一 農地の所有者がその住所のある市町村の區域（その隣接市町村の區域内の地域で市町村農地委員会が都道府縣農地委員会の承認を得て當該市町村の區域に準ずるものとして指定したものを含む。以下同じ。）外において所有する小作地

二 農地の所有者がその住所のある市町村の區域内において、北海道にあつては四町歩、都府縣にあつては中央農地委員会が都府縣別に定める面積を超える小作地を所有する場合、その面積を超える面積の當該區域内の小作地

三 農地の所有者がその住所のある市町村の區域内において所有する小作地の面積とその者の所有する自作地の面積の合計が、北海道にあつては十二町歩、都府縣にあつては中央農地委員会が都府縣別に定める面積を超えるときは、その面積を超える面積の當該區域内の小作地

家族で命令で定める特別の事由に因りその者と同居しなくなつたものが有する同項に掲げる権利は、これをその耕作の業務を営む者の有するものとみなす。

この法律において、自作農とは、自作地に就き耕作の業務を営む個人をいひ、小作農とは、小作地に就き耕作の業務を営む個人をいふ。

第三條 左に掲げる農地は、政府が、これを買収する。

一 農地の所有者がその住所のある市町村の區域（その隣接市町村の區域内の地域で市町村農地委員会が都道府縣農地委員会の承認を得て當該市町村の區域に準ずるものとして指定したものを含む。以下同じ。）外において所有する小作地

二 農地の所有者がその住所のある市町村の區域内において、北海道にあつては四町歩、都府縣にあつては中央農地委員会が都府縣別に定める面積を超える小作地を所有する場合、その面積を超える面積の當該區域内の小作地

三 農地の所有者がその住所のある市町村の區域内において所有する小作地の面積とその者の所有する自作地の面積の合計が、北海道にあつては十二町歩、都府縣にあつては中央農地委員会が都府縣別に定める面積を超えるときは、その面積を超える面積の當該區域内の小作地

前項第二號又は第三號に規定する都府縣別の面積は、その平均面積が同項第二號に規定するものにあつては概ね一町歩、同項第三號に規定するものにあつては概ね三町歩になるやうに、これを定めなければならない。

都道府縣農地委員会は、特に必要があるときは、中央農地委員会の承認を得て、當該都道府縣の區域を二以上の區域に分け各區域別に第一項第二號又は第三號の都道府縣別の面積に代るべき面積を定めることができる。但し、各區域別の面積は、その平均面積が概ね同項第二號又は第三號の當該都道府縣別の面積になるやうに、これを定めなければならない。

第五條第七號及び第八號に規定する農地で命令で定めるものの面積は、第一項第二號又は第三號に規定する小作地又は自作地の面積にこれを算入しない。

第一項の農地の外左に掲げる農地で、都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会が、命令の定めるところにより、自作農の創設上政府において買収することを相當と認めたものは、政府が、これを買収する。

一 自作農でその者の営む耕作の業務が適正でないものの所有する自作地の面積が第一項第三號の面積（第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積があるときはその面積）

前項第二號又は第三號に規定する都府縣別の面積は、その平均面積が同項第二號に規定するものにあつては概ね一町歩、同項第三號に規定するものにあつては概ね三町歩になるやうに、これを定めなければならない。

都道府縣農地委員会は、特に必要があるときは、中央農地委員会の承認を得て、當該都道府縣の區域を二以上の區域に分け各區域別に第一項第二號又は第三號の都道府縣別の面積に代るべき面積を定めることができる。但し、各區域別の面積は、その平均面積が概ね同項第二號又は第三號の當該都道府縣別の面積になるやうに、これを定めなければならない。

第五條第七號に規定する農地で命令で定めるものの面積は、第一項第二號又は第三號に規定する小作地又は自作地の面積にこれを算入しない。

第一項の農地の外左に掲げる農地で、都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会が、命令の定めるところにより、自作農の創設上政府において買収することを相當と認めたものは、政府が、これを買収する。

一 自作農でその者の営む耕作の業務が適正でないものの所有する自作地の面積が第一項第三號の面積を超える場合、當該面積を超える面積の自作地

を超える場合、當該面積を超える面積の自作地

二 自作地で當該自作地に就いての自作農以外の者が請負その他の契約に基づき耕作の業務の目的に供してゐるもの

三 法人その他の團體でその営む耕作の業務が適正でないものの所有する自作地

四 法人その他の團體の所有する小作地

五 農地で所有権その他の権原に基づきこれを耕作することのできる者が現に耕作の目的に供してゐないもの

六 前各號に掲げるものを除く外農地でその所有者が市町村農地委員會に對し政府において買収すべき旨を申し出たもの

前項第一號又は第三號の規定の適用については、左の場合に限り、當該自作農又は法人その他の團體の営む耕作の業務は、これを適正なものとする。

一 自作農については、その者が當該農地を効率的に耕作するのに充分な自家勞力を有してゐる場合又は當該農地を分割して耕作することにより因つてその生産の減退が必至であると認められる場合

二 法人その他の團體については、當該農地を分割して耕作することにより因つてその生産の減退が必至であると認められる場合又は耕作の業務が法人その他の團體の主たる業務の運営に缺くことのできない

四

二 自作地で當該自作地に就いての自作農以外の者が請負その他の契約に基づき耕作の業務の目的に供してゐるもの

三 法人その他の團體でその営む耕作の業務が適正でないものの所有する自作地

四 法人その他の團體の所有する小作地

五 農地で所有権その他の権原に基づきこれを耕作することのできる者が現に耕作の目的に供してゐないもの

六 前各號に掲げるものを除く外農地でその所有者が市町村農地委員會に對し政府において買収すべき旨を申し出たもの

(自作農創設特別措置法施行令第五條)

自作農創設特別措置法第三條第五項第一號又は第三號の場合において自作農又は法人その他の團體が左の各號の一に該当するときは、その耕作の業務は、これを適正なものとする。

一 自作農については、その者が當該農地を効率的に耕作するのに充分な自家勞力を有してゐる場合又は當該農地を分割して耕作することにより因つてその生産の減退が必至であると認められる場合

二 法人その他の團體については、當該農地を分割して耕作することにより因つてその生産の減退が必至であると認められる場合又は耕作の業務が法人その他の團體の主たる業務の運営に缺くことのできないものである場合

ものである場合

第四條 前條の規定の適用については、農地の所有者の同居の親族若しくは、その配偶者又は農地の所有者の親族若しくは、その配偶者で第二條第四項に規定する特別の事由に因りその者と同居しなくなつた者が當該農地の所有者の住所のある市町村の区域内において所有する農地は、これを當該農地の所有者の所有する農地とみなす。

前條第一項の規定の適用については、農地の所有者で第二條第四項に規定する特別の事由に因りその所有する農地のある市町村の区域内に住所を有しなくなつたものは、これを當該市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

第五條 政府は、左の各號の一に該當する農地については、第三條の規定による買収をしない。

一 國又は公共團體が公共用又は公用に供してゐる農地

二 都道府縣、市町村その他命令で定める團體の所有する農地で自作農の創設又は共同耕作の目的に供するもの

三 試験研究若しくは農事指導の目的又は主として命令で定める耕作以外の目的に供してゐる農地で都道府縣知事の指定したもの

四 都市計画法第十二條第一項の規定による土地區劃整理を施行する土地その他主務大臣の指定するこれに準ずる土地又は都市計畫によ

五

第四條 前條の規定の適用については、農地の所有者の同居の戸主若しくは、家族又は農地の所有者の戸主若しくは、家族で第二條第三項に規定する特別の事由に因りその者と同居しなくなつた者が當該農地の所有者の住所のある市町村の区域内において所有する農地は、これを當該農地の所有者の所有する農地とみなす。

前條第一項の規定の適用については、農地の所有者で第二條第三項に規定する特別の事由に因りその所有する農地のある市町村の区域内に住所を有しなくなつたものは、これを當該市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

第五條 政府は、左の各號の一に該當する農地については、第三條の規定による買収をしない。

一 國又は公共團體が公共用又は公用に供してゐる農地

二 都道府縣、市町村、都道府縣農業會、市町村農業會、農事實行組合、農地開發營團その他命令で定める團體の所有する農地で自作農の創設又は共同耕作の目的に供するもの

三 試験研究又は農事指導の目的に供してゐる農地で、地方長官の指定したもの

五

る同法第十六條第一項の施設に必要な土地の境域内にある農地で、都道府県知事の指定する區域内にあるもの

五 近く土地使用の目的を變更することを相當とする農地で、市町村農地委員会が都道府県農地委員会の承認を得て指定し、又は都道府県農地委員会の指定したもの

六 自作農が疾病その他命令で定める事由に因つてその自作地に就き自ら耕作の業務を営むことができないため賃貸借又は使用貸借により一時當該自作地を他人の耕作の業務の目的に供した場合、市町村農地委員会が、その自作農の所有する農地の面積が第三條第一項第三號の面積又は同條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積を超えない限度においてその自作農が近く自作するものと認め、且つその自作を相當と認める當該農地

七 第四十條の二の規定による買収のあつた牧野の所有者がその買収のあつた後において所有する牧野を以て開發した自作地

八 新開墾地、焼畑、切替畑等收穫の著しく不定な農地その他命令で定める農地で、市町村農地委員会が政府において買収することを不相當と認めるもの

第五條の二 都道府県が農業技術の現地指導の目的に供するため昭和十一年十二月二十九日以後において賃貸借、使用貸借による権利又は

六

設に必要な土地の境域内にある農地で、地方官の指定する區域内にあるもの

五 近く土地使用の目的を變更することを相當とする農地で、市町村農地委員会が都道府県農地委員会の承認を得て指定したもの

六 自作農が疾病その他命令で定める事由に因つてその自作地に就き自ら耕作の業務を営むことができないため賃貸借又は使用貸借により一時當該自作地を他人の耕作の業務の目的に供した場合、市町村農地委員会が、その自作農が近く自作するものと認め、且つその自作を相當と認める當該農地

七 新開墾地、焼畑、切替畑等收穫の著しく不定な農地その他命令で定める農地で、市町村農地委員会が政府において買収することを不相當と認めるもの

永小作権を取得した農地については、前條第一號の規定は、これを適用しない。但し、これらの権利の取得の當時當該農地の所有者が當該農地に就いて耕作の業務を営む自作農である場合において、當該農地と當該自作農が現に耕作の業務を営む自作地との面積の合計が第三條第一項第三號の面積（同條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積があるときは、その面積以下本條において同じ。）を超えないときは、當該農地の全部、同號の面積を超えるときは、當該農地のうち當該自作地の面積との合計が同號の面積に達するまでの部分については、この限りでない。

第六條 政府が第三條の規定による買収をするには、市町村農地委員会の定める農地買収計画によらなければならない。

農地買収計画においては、買収すべき農地並びに買収の時期及び對價を定めなければならない。

前項の對價は、當該農地につき土地台帳法による賃貸價格があるときは、田にあつては當該賃貸價格に四十（農地調整法第六條ノ三第一項の規定により都道府県知事の定めた率があるときは、その率）に、畑にあつては當該賃貸價格に四十八（同條同項の規定により都道府県知事の定めた率があるときは、その率）を乗じて得た額（同條同項の規定により都道府県知事の定めた額があるときは、その額）の範圍内にお

第六條 政府が第三條の規定による買収をするには、市町村農地委員会の定める農地買収計画によらなければならない。

農地買収計画においては、買収すべき農地並びに買収の時期及び對價を定めなければならない。

前項の對價は、當該農地につき土地台帳法による賃貸價格があるときは、田にあつては當該賃貸價格に四十（農地調整法第六條ノ三第一項の規定により地方長官の定めた率があるときは、その率）に、畑にあつては當該賃貸價格に四十八（同條同項の規定により地方長官の定めた率があるときは、その率）を乗じて得た額（同條同項の規定により地方長官が定めた額があるときは、その額）の範圍内においてこれを定め、當該農地につき土地台帳法による賃貸價格がないときは、市町村農地委

いてこれを定め、當該農地につき土地台帳法による貸賃價格がないときは、市町村農地委員會が都道府縣知事の認可を受けて定めた額による。但し、特別の事情に因つて市町村農地委員會が都道府縣知事の認可を受けて當該農地につき額を定めたときは、その額による。

市町村農地委員會は、農地買収計畫を定めるには、左の事項を勘案してこれをしなければならない。

- 一 自作農となるべき者の農地を買ひ受ける機会を公正にすること。
 - 二 自作農となるべき者の耕作する農地を集團化し、且つ當該地方の状況に應じて當該農地につき田畑の割合を適正にすること。
- 市町村農地委員會は、農地買収計畫を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ公告の日から十日間市町村の事務所において左の事項を記載した書類を縦覧に供しなければならない。

- 一 買収すべき農地の所有者の氏名又は名稱及び住所
- 二 買収すべき農地の所在、地番、地目（土地臺帳の地目が現況と異なるときは、土地臺帳の地目及び現況による地目以下同じ。）及び面積

三 對價

四 買収の時期

第六條之二 昭和二十年十一月二十三日現在において小作地に就き耕作の業務を営んでゐた小作農（その小作農が當該小作地につき同日現在

員會が地方長官の認可を受けて定めた額による。但し、特別の事情に因つて市町村農地委員會が地方長官の認可を受けて當該農地につき額を定めたときは、その額による。

市町村農地委員會は、農地買収計畫を定めるには、左の事項を勘案してこれをしなければならない。

- 一 自作農となるべき者の農地を買ひ受ける機会を公正にすること。
 - 二 自作農となるべき者の耕作する農地を集團化し、且つ當該地方の状況に應じて當該農地につき田畑の割合を適正にすること。
- 市町村農地委員會は、農地買収計畫を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ公告の日から十日間市町村役所又は町村役場において左の事項を記載した書類を縦覧に供しなければならない。

- 一 買収すべき農地の所有者の氏名又は名稱及び住所
- 二 買収すべき農地の所在、地番、地目（土地臺帳の地目が現況と異なるときは、土地臺帳の地目及び現況による地目以下同じ。）及び面積

三 對價

四 買収の時期

（自作農創設特別措置法施行令第四十三條）
昭和二十年十一月二十三日現在において小作地に就き耕作

の業務を営んでゐた小作農市町村農地委員會に對して當該小作地につき自作農創設特別措置法附則第二項の規定により農地買収計畫を定めるべきことを請求したときは、市町村農地委員會は、當該小作地につき同項の規定により昭和二十年十一月二十三日現在の事實に基いて農地買収計畫を定めなければならない。

において有してゐた貸借權、使用貸借による權利又は永小作權を當該小作農から譲り受けた者を含む。以下本條において同じ。）で同日以後において當該小作地に就いての耕作の業務をやめたもの若しくは同日現在における小作地で同日現在におけるその所有者若しくはその所有者の住所が同日以後において變更したものに就き同日以後引き続き耕作の業務を営んでゐる小作農又はこれらの者の相續人が、市町村農地委員會に對して當該小作地の同日現在における所有者が同日現在において所有してゐた小作地につき同日現在における事實に基いて前條の規定による農地買収計畫を定めるべきことを請求したときは、市町村農地委員會は、當該所有者が同日現在において所有してゐた小作地につき同日現在における事實に基いて農地買収計畫を定めなければならない。

前項の請求に係る小作地が左の各號の一に該當する場合には、市町村農地委員會は、同項の請求があつた場合でも、當該小作地につき昭和二十年十一月二十三日現在における事實に基いて農地買収計畫を定めることはできない。但し、同項の規定による農地買収計畫を定める基準となるべき小作地の面積を計算する場合には、左の各號の一に該當する小作地の面積を含めてこれを算出するものとする。

一 昭和二十年十一月二十三日現在における小作地の同日現在におけ

る所有者又はその承継人が同日以後において当該小作地の賃貸借の解除若しくは解約（合意解約を含む。以下同じ。）をし、又は更新を拒絶した場合において、都道府県農地委員会が当該賃貸借の解除若しくは解約又は更新の拒絶のあつたときにおける当該所有者又は承継人及び小作農に就いての事情を調査して当該解除若しくは解約又は更新の拒絶を適法且つ正當であると認めた場合、当該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地

二 前號の外市町村農地委員会において前項の請求が信義に反すると認めた場合、その請求をした者が昭和二十年十一月二十三日現在において耕作の業務を営んでゐた小作地

三 前項の小作農又はその相續人が所有権、賃借権、使用貸借による権利又は永小作權に基いて第三條第一項第三號の面積又は同條第三項の規定により當該區域につき定められたの面積に代るべき面積を超える面積の農地に就き現に耕作の業務を営んでゐる場合、その請求をした者が昭和二十年十一月二十三日現在において耕作の業務を営んでゐた小作地

四 昭和二十年十一月二十三日現在における事實に基いて定められた農地買収計畫によつて買収をするときは、前項の請求に係る小作地の同日現在における所有者又はその承継人で同日以後において同項

の請求に係る小作地に就き耕作の業務を営むものの生活状態が同項の請求をした者の生活状態に較べて著しくわるくなる場合、その請求をした者が同日現在において耕作の業務を営んでゐた小作地

第六條の三 市町村農地委員会が前條第一項の請求を受けた日から二箇月以内に當該請求に係る小作地の昭和二十年十一月二十三日現在における所有者が同日現在において所有してゐた小作地につき同項の規定により農地買収計畫を定めない場合において、當該請求をした者がその期間經過後一箇月以内に都道府県農地委員会に對して當該市町村農地委員会に同項の規定により農地買収計畫を定めるべき旨を指示すべきことを請求したときは、都道府県農地委員会は、當該市町村農地委員会に對して同項の規定により農地買収計畫を定めるべき旨を指示しなければならない。

前項の場合には、前條第二項の規定を準用する。この場合において、同項第二號中「市町村農地委員会」とあるのは、「都道府県農地委員会」と読み替へるものとする。

第六條の四 前三條の規定の適用については、昭和二十年十一月二十三日現在において第三條第五項第二號に規定する自作地に就き請負その

（自作農創設特別措置法施行令第四十四條）

前條の規定による請求があつた場合においても市町村農地委員会が當該請求に係る農地につき自作農創設特別措置法附則第二項の規定による農地買収計畫を定めることを否と議決したときは、當該請求をした者は、その議決のあつた日から一箇月以内に都道府県農地委員会に對して當該市町村農地委員会に同項の規定により農地買収計畫を定めるべき旨を指示すべきことを請求することができる。

他の契約に基いて耕作の業務を営んでゐた者で同日以後當該自作地に就いての耕作の業務をやめたものは、これを小作農とみなし、當該自作地は、これを小作地とみなす。

第六條の五

昭和二十年十一月二十三日現在と第六條の規定による農地買収計畫を定める時期において、所有権、賃借権、使用貸借による權利若しくは永小作權其の他の權原に基いて耕作の業務を営む者が異なる農地又は所有者若しくは所有者の住所が異なる農地及び同日現在における農地で同日以後において農地でなくなつたものについては、市町村農地委員會は、第六條の二第一項の請求がない場合でも、同日現在における事實に基いて第六條の規定による農地買収計畫を定めることができる。

前項の場合には、第六條の二第二項の規定を準用する。

市町村農地委員會は、第一項の農地につき第六條の二第一項の規定による農地買収計畫を定めることの可否につき審議しなければならない。

市町村農地委員會は、前項の審議において第一項の規定により農地買収計畫を定めることを否としたときは、その理由を議事録に記載しなければならない。

第七條

第六條の規定による農地買収計畫に定められた農地につき所有權を有する者は、當該農地買収計畫について異議があるときは、市町村農地委員會に對して異議を申し立てることができる。但し、同條第五項の縦覧期間を経過したときは、この限りでない。

前項の農地につき所有權を有する者が當該農地のある市町村の區域内に住所を有するときは、その者が當該市町村の區域内において所有する農地に就き耕作の業務を営む小作農についても、また同項と同様とする。この場合には、第四條第一項の規定を準用する。

市町村農地委員會は、第一項の申立を受けたときは、第六條第五項の縦覧期間満了後二十日以内に決定しなければならない。

前項の決定に對して不服ある申立人は、都道府縣農地委員會に訴願することができる。但し、同項の期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

都道府縣農地委員會は、前項の訴願を受理したときは、同項但書の期間満了後二十日以内に裁決してなければならない。

第八條

第六條の規定による農地買収計畫につき同條第五項の期間内に前條第一項の規定による異議の申立がないとき、同項の規定による異議の申立があつた場合においてそのすべてについて同條第三項の規定による決定があり、且つ同條第四項但書の期間内に訴願の提起がなか

(自作農創設特別措置法施行令第四十五條)

昭和二十年十一月二十三日現在と自作農創設特別措置法第六條の規定による農地買収計畫を定める時期において所有權、賃借権、使用貸借による權利若しくは永小作權を有する者が異なる農地又は所有者が異なる農地については、市町村農地委員會は、同法附則第二項の規定により昭和二十年十一月二十三日現在の事實に基いて農地買収計畫を定めることの可否につき審議しなければならない。

市町村農地委員會が前項の審議において自作農創設特別措置法附則第二項の規定により昭和二十年十一月二十三日現在の事實に基いて農地買収計畫を定めることを否としたときはその理由を議事録に記載しなければならない。

第七條

前條の規定による農地買収計畫に定められた農地につき所有權を有する者は、當該農地買収計畫について異議があるときは、市町村農地委員會に對して異議を申し立てることができる。但し、同條第五項の縦覧期間を経過したときは、この限りでない。

市町村農地委員會は、前項の申立を受けたときは、前條第五項の縦覧期間満了後二十日以内に決定をしなければならない。

前項の決定に對して不服ある申立人は、都道府縣農地委員會に訴願することができる。但し、同項の期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

都道府縣農地委員會は、前項の訴願を受理したときは、同項但書の期間満了後二十日以内に裁決してなければならない。

第八條

第六條の規定による農地買収計畫につき同條第五項の期間内に前條第一項の規定による異議の申立がないとき、同項の規定による異議の申立があつた場合においてそのすべてについて同條第二項の規定による決定があり、且つ同條第三項但書の期間内に訴願の提起がなかつたとき、又は同項の規

つたとき、又は同項の規定による訴願の提起があつた場合においてそのすべてについて同條第五項の規定による裁決があつたときは、市町村農地委員会は、遅滞なく當該農地買収計畫について都道府縣農地委員会の承認を受けなければならない。

第九條 第三條の規定による買収は、都道府縣知事が前條の規定による承認があつた農地買収計畫により當該農地の所有者に對し買収令書を交付して、これをしなければならぬ。但し、當該農地の所有者が知れないとき、その他令書の交付をすることができないときは、命令の定めるところにより、第二項各號に掲げる事項を公告し、令書の交付に代へることができる。

令書には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 第六條第五項各號に掲げる事項
- 二 對價の支拂の方法及び時期
- 三 その他必要な事項

第十條 第三條、第六條及び前條の規定の適用については、農地の面積

は、土地臺帳に登録した當該農地の地積による。但し、市町村農地委員會が當該農地につき土地臺帳に登録した地積を以てその面積とすることを著しく不相當と認め、別段の面積を定めたときは、當該農地については、その面積による。

第十一條 第六條乃至第九條の規定によりした手續その他の行爲は、第三條の規定により買収すべき農地の所有者、先取特権者、質権者又は抵當権者の承継人に對してもその效力を有する。

第十二條 都道府縣知事が第九條の規定による手續をしたときは、令書に記載し、又は同條第一項但書の規定により公告した買収の時期に、當該農地の所有権は、政府が、これを取得し、當該農地に關する権利は、消滅する。

前項の規定により政府が取得した農地につきその取得の當時賃借権、使用貸借による権利、永小作権、地上權又は地役権があるときは、第十二條の第二項の場合を除いて、その取得の時に當該権利を有する者のために従前と同一の條件を以て當該権利が設定されたものとみなす。但し、その権利の存続期間は、従前の権利の残存期間とする。

前項の場合において、従前の権利の上に先取特権、質権又は抵當権があるときは、その先取特権、質権又は抵當権は、同項の規定により設定された権利の上にあるものとみなす。

定による訴願の提起があつた場合においてそのすべてについて同條第四項の規定による裁決があつたときは、市町村農地委員会は、遅滞なく當該農地買収計畫について都道府縣農地委員会の承認を受けなければならない。

一四

第九條 第三條の規定による買収は、地方長官が前條の規定による承認があつた農地買収計畫により當該農地の所有者に對し買収令書を交付して、これをしなければならぬ。但し、當該農地の所有者が知れないとき、その他令書の交付をすることができないときは、命令の定めるところにより、第二項各號に掲げる事項を公告し、令書の交付に代へることができる。

令書には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 第六條第五項各號に掲げる事項
- 二 對價の支拂の方法及び時期
- 三 その他必要な事項

地方長官は、令書の交付又は第一項但書の公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際における買収の目的たる農地につき先取特権、質権又は抵當権を有する者に對してこれを通知しなければならない。但し、先取特権、質権又は抵當権を有する者が知れないとき、その他通知をすることができないときは、命令の定めるところにより、公告をし、通知に代へることができる。

第十二條之二 前條第一項の規定により政府の取得した農地がその取得

の當時電氣事業法による電氣事業者又は同法第三十條第二項の事業を営む者（以下電氣事業者と總稱する。）の所有に屬し、電線路（電線の支持物を除く。以下本條において同じ。）の施設の用に供されてゐるものであるときは、その取得の時に當該電氣事業者のために、當該電線路の施設を目的として、當該電線路に近接する發電所、變電所、開閉所又は電線の支持物の用地で當該電氣事業者の所有するものを要役地とし、當該農地を承役地とする地役權が設定されたものとみなす。

前條第一項の規定により政府が取得した農地につきその取得の當時電氣事業者が電線路の施設のためにする賃借權、使用賃借による權利又は地上權を有するときは、その取得の時に當該電氣事業者のために當該電線路の施設を目的として、當該電線路に近接する發電所、變電所、開閉所又は電線の支持物の用地で當該電氣事業者の所有するものを要役地とし、當該農地を承役地とする地役權が設定されたものとみなす。但し、その地役權の存続期間は、從前の權利の殘存期間とする。

前二項の地役權は、承役地の所有者が工作物の設備その他電線路の施設の妨げとなる行為をしないことを内容とする。

第十三條 第三條の規定による農地の買収については、政府は、その對價を買収の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない

い。但し、當該農地の上に先取特權、質權又は抵當權があるときは、當該權利を有する者から供託をしないでよい旨の申出がある場合を除いて、政府は、その對價を供託しなければならない。

當該農地の上に先取特權、質權又は抵當權を有する者は、前項の規定により供託した對價に對してその權利を行ふことができる。

政府は、第三條の規定により買収する農地の所有者に對して、その農地の面積（その農地の面積が同條第一項第三號の當該都道府縣別の面積を超えるときは、當該都道府縣別の面積）に應じて報償金を交付する。

前項の報償金の一段歩當りの額は、田にあつては二百二十圓、畑にあつては百三十圓を基準とし、當該農地の收量、位置その他の状況を參照して、主務大臣が、これを定める。

第三項の規定の適用については、第十條の規定を準用する。

第十四條 第三條の規定により買収した農地の對價の額に不服ある者は、訴を以てその増額を請求することができる。但し、令書の交付又は第九條第一項但書の公告のあつた日から、一箇月を経過したときは、この限りでない。

前項の訴においては、國を被告とする。

第十三條 第三條の規定による農地の買収については、政府は、その對價を買収の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない

ければならない。但し、當該農地の上に先取特權、質權又は抵當權がある場合において、當該權利を有する者の請求があるときは、又は當該權利を有する者が知れないときは、その對價を供託しなければならない。

當該農地の上に先取特權、質權又は抵當權を有する者は、前項の規定により供託した對價に對してその權利を行ふことができる。

政府は、第三條の規定により買収する農地の所有者に對して、その農地の面積（その農地の面積が同條第一項第三號の當該都道府縣別の面積又は同條第三項の規定により當該區域につき定められた當該都道府縣別の面積に代るべき面積を超えるときは、當該都道府縣別の面積又は當該都道府縣別の面積に代るべき面積）に應じて報償金を交付する。

前項の報償金の一段歩當りの額は、田にあつては二百二十圓、畑にあつては百三十圓を基準とし、當該農地の收量、位置その他の状況を參照して主務大臣が、これを定める。

第三項の規定の適用については、第十條の規定を準用する。

第十四條 第三條の規定により買収した農地の對價に對して不服ある者は、通常裁判所に訴を提起することができる。但し、令書の交付又は第九條第一項但書の公告のあつた後、一箇月を経過したときは、この限りでない。

第十五條 第三條の規定により買収する農地若しくは第十六條第一項の

命令で定める農地に就き自作農となるべき者又は當該農地につき所有権その他の権利を有する者が左に掲げる農業用施設、水の使用に關する権利、立木、土地又は建物を政府において買収すべき旨の申請をした場合において、市町村農地委員會がその申請を相當と認めたときは、政府は、これを買収する。

一 第三條の規定により買収する農地又は第十六條第一項の命令で定める農地の利用上必要な農業用施設、水の使用に關する権利又は立木

二 第三條の規定により買収する農地又は第十六條第一項の命令で定める農地に就き自作農となるべき者が、賃借権、使用貸借による権利若しくは永小作権を有する牧野、賃借権、使用貸借による権利若しくは地上権を有する宅地又は賃借権を有する建物

前項の場合には、第六條第一項第二項第五項、第七條乃至第十二條、第十三條第一項第二項及び前條の規定を準用する。

前項において準用する第六條第二項の對價は、牧野にあつては、命令の定めるところにより、當該牧野の近傍類似的農地の時價を參照し、牧野以外のものにあつては、時價を參照してこれを定める。

第十六條 政府は、第三條の規定により買収した農地及び政府の所有に

第十五條 第三條の規定により買収する農地に就き自作農とな

るべき者又は當該農地につき所有権その他の権利を有する者が左に掲げる農業用施設、土地又は建物を政府において買収すべき旨の申請をした場合において、市町村農地委員會がその申請を相當と認めたときは、政府は、これを買収する。

一 第三條の規定により買収する農地の利用上必要な農業用施設

二 第三條の規定により買収する農地に就き自作農となるべき者が、賃借権、使用貸借による権利若しくは永小作権を有する探草地、賃借権、使用貸借による権利若しくは地上権を有する宅地又は賃借権を有する建物

前項の場合には、第六條第一項第二項第五項、第七條乃至第十二條、第十三條第一項第二項及び前條の規定を準用する。

前項において準用する第六條第二項の對價は、探草地にあつては、命令の定めるところにより、當該探草地の近傍類似的農地の時價を參照し、探草地以外のものにあつては、時價を參照してこれを定める。

第十六條 政府は、第三條の規定により買収した農地及び政府

屬する農地で命令で定めるものを、命令の定めるところにより、その買収の時期において當該農地に就き耕作の業務を営む小作農その他命令で定める者で、自作農として農業に精進する見込のあるものに賣り渡す。

政府は、特別の事情があるときは、前項に掲げる農地を省令で定める團體に賣り渡すことができる。

前項の規定による賣渡を受けた團體が行ふ農地の管理又は賣渡に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十七條 前條に規定する者で同條に規定する農地を買ひ受けようとするものは、市町村農地委員會に對してその申込をしなければならない。

第十八條 政府が第十六條の規定により賣渡をするには、市町村農地委員會の定める農地賣渡計畫によらなければならない。

農地賣渡計畫においては、賣り渡すべき農地並びに賣渡の相手方、時期及び對價を定めなければならない。

前項の賣渡の相手方は、前條の規定による買受の申込をした者でなければならない。

市町村農地委員會は、農地賣渡計畫を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ公告の日から十日間市町村の事務所において左の事項を記載した書類を縦覧に供しなければならない。

の所有に屬する農地で命令で定めるものを、命令の定めるところにより、その買収の時期において當該農地に就き耕作の業務を営む小作農その他命令で定める者で、自作農として農業に精進する見込のあるものに賣り渡す。

政府は、特別の事情があるときは、第三條の規定により買収した農地を市町村農地委員會その他命令で定める團體で自作農創設の事業を行ふものに賣り渡すことができる。

第十八條 政府が第十六條の規定により賣渡をするには、市町村農地委員會の定める農地賣渡計畫によらなければならない。

農地賣渡計畫においては、賣り渡すべき農地並びに賣渡の相手方、時期及び對價を定めなければならない。

前項の賣渡の相手方は、前條の規定による買受の申込をした者でなければならない。

市町村農地委員會は、農地賣渡計畫を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ公告の日から十日間市町村役所又は町村役場において左の事項を記載した書類を縦覧に供しなければならない。

- 一 賣渡の相手方の氏名又は名稱及び住所
- 二 賣り渡すべき農地の所在、地番、地目及び面積
- 三 對價
- 四 賣渡の時期

農地賣渡計畫については、第八條の規定を準用する。この場合において、同條中「同條第五項」とあるのは、「第十八條第四項」と「前條第一項」とあるのは、「第十九條第一項」と読み替へるものとする。

第十九條 第十七條の規定による買受の申込をした者は、前條の規定による農地賣渡計畫について異議があるときは、市町村農地委員會に對して異議を申立てることができる。但し、同條第四項の縦覧期間を経過したときは、この限りでない。

前項の場合には、第七條第三項乃至第五項の規定を準用する。この場合において、同條第三項中「前條第五項」とあるのは、「第十八條第四項」と読み替へるものとする。

第二十條 第十六條の規定による賣渡は、都道府縣知事が第十八條第五項において準用する第八條の規定による承認があつた農地賣渡計畫により賣渡の相手方に對し賣渡通知書を交付して、これをしなければならぬ。

通知書には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 第十八條第四項各號に掲げる事項
- 二 對價の支拂の方法及び時期
- 三 その他必要な事項

第二十一條 前條の規定による賣渡通知書の交付があつたときは、その通知書に記載された賣渡の時期に、當該農地の所有権は、その通知書に記載された賣渡の相手方に移轉する。

前項の規定により取得した農地の對價については、第十四條の規定を準用する。この場合において、同條第一項中「増額」とあるのは、「減額」と読み替へるものとする。

第二十二條 第三條の規定により買収した農地で第十二條第二項の規定による権利の設定があつたもの及び第十六條第一項の命令で定める農地で賃借権、使用賃借による権利、永小作権、地上権又は地役権の設定されてゐるものにつき同條の規定による賣渡があつた場合において、その権利を有する者が當該農地の賣渡の相手方でないときは、當該權利（當該權利が地役権であるときは、市町村農地委員會が當該農地を耕作することの妨げになるものと認定した地役権に限る。）は、當該農地の賣渡の時期に消滅する。但し、電氣事業者のために電線路の施設を目的として設定されてゐる當該農地に關する權利は、この限りでない。

- 一 賣渡の相手方の氏名又は名稱及び住所
- 二 賣り渡すべき農地の所在、地番、地目及び面積
- 三 對價
- 四 賣渡の時期

農地賣渡計畫については、第八條の規定を準用する。この場合において、同條中「同條第五項」とあるのは、「第十八條第四項」と「前條第一項」とあるのは、「第十九條第一項」と読み替へるものとする。

第十九條 第十七條の規定による買受の申込をした者は、前條の規定による農地賣渡計畫について異議があるときは、市町村農地委員會に對して異議を申立てることができる。但し、同條第四項の縦覧期間を経過したときは、この限りでない。

前項の場合には、第七條第二項乃至第四項の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「前條第五項」とあるのは、「第十八條第四項」と読み替へるものとする。

第二十條 第十六條の規定による賣渡は、地方長官が第十八條第五項において準用する第八條の規定による承認があつた農地賣渡計畫により賣渡の相手方に對し賣渡通知書を交付して、これをしなければならぬ。

通知書には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 第十八條第四項各號に掲げる事項
- 二 對價の支拂の方法及び時期
- 三 その他必要な事項

第二十一條 前條の規定による賣渡通知書の交付があつたときは、その通知書に記載された賣渡の時期に、當該農地の所有権は、その通知書に記載された賣渡の相手方に移轉する。

前項の規定により取得した農地の對價については、第十四條の規定を準用する。

第二十二條 第十六條の規定による賣渡があつた農地につき第十二條第二項の規定により設定された権利がある場合において、その権利を有する者が當該農地の賣渡の相手方でないときは、當該權利（當該權利が地役権であるときは、市町村農地委員會が當該農地を耕作することの妨げになるものと認定した地役権に限る。）は、當該農地の賣渡の時期に消滅する。

政府は、前項の規定により消滅する権利を有する者に對してその権利の消滅に因つて生じた損失を補償しなければならない。但し、その者が第六條第五項の規定による公告のあつた後第十二條第一項の規定により消滅した権利を取得した者又は第十六條第一項の命令で定める農地につき、命令で定める公告のあつた後前項の規定により消滅した権利を取得した者であるときは、この限りでない。

前項の規定により補償すべき損失は、第一項の規定による権利の消滅に因つて通常生ずべき損失とする。

第二項の補償金額は、市町村農地委員会が、都道府県知事の認可を受けてこれを決定する。

市町村農地委員会は、前項の補償金額を決定したときは、遅滞なく第二項の規定により補償を受けるべき者に對してこれを通知しなければならない。

第四項の補償金額に不服ある者は、訴を以てその増額を請求することが出来る。但し、前項の通知を受けた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

前項の訴においては、國を被告とする。

第一項の規定により消滅する権利の上に先取特權、質權又は抵當權があるときは、第十三條第一項及び第二項の規定を準用する。

第二十三條

政府が第十六條の規定により農地を賣り渡す場合において、自作農の創設を適正に行ふため特に必要があるときは、市町村農地委員会は、地目、面積、等位等が當該農地と近似する小作地と當該農地との交換に關し、當該小作地の所有者に對して、必要な事項を指示することができる。

前項の指示は、交換により當該小作地の所有者の取得すべき農地及び政府の取得すべき農地についてその所在、地番、地目及び面積を定めて、これをしなければならない。

第一項の規定による指示を受けた者は、その指示を受けた日から十日以内に當該指示に係る交換に關して市町村農地委員会と協議しなければならない。

前項の場合において、協議が整はないとき、又は協議をすることができないときは、市町村農地委員会は、都道府県農地委員会の裁定の申請をすることができる。

前項の規定による裁定があつたときは、その定めるところにより、交換の契約が成立したものとみなす。

第二十四條

前條の規定による交換においては、同條第三項の協議又は同條第四項の裁定において定められた日に農地の所有權の移轉の効力が、生ずるものとする。

政府は、前項の規定により消滅する権利を有する者に對してその権利の消滅に因つて生じた損失を補償しなければならない。但し、その者が第六條第五項の規定による公告のあつた後第十二條第一項の規定により消滅した権利を取得した者であるときは、この限りでない。

前項の規定により補償すべき損失は、第一項の規定による権利の消滅に因つて通常生ずべき損失とする。

第二項の補償金額は、市町村農地委員会が、地方長官の認可を受けてこれを決定する。

市町村農地委員会は、前項の補償金額を決定したときは、遅滞なく第二項の規定により補償を受けるべき者に對してこれを通知しなければならない。

第四項の補償金額の決定に對して不服ある者は、通常裁判所に訴を提起することができる。但し、前項の通知を受けた日から二十日を経過したときは、この限りでない。

第一項の規定により消滅する権利の上に先取特權、質權又は抵當權があるときは、第十三條第一項及び第二項の規定を準用する。

前項の規定による所有権の移轉の際當該小作地の「上にある先取特權、質權又は抵當權は、當該小作地の所有者が交換に因り取得した農地の上にあるものとする。

第二十五條 政府が第十六條の規定により農地を賣り渡す場合において、自作農の創設を適正に行ふため特に必要があるときは、市町村農地委員會は、政府の賣り渡すべき農地につき賃借權又は永小作權を有する者及び地目、面積、等位等が當該農地と近似する農地で政府の買收しないものにつき賃借權又は永小作權を有する者に對して當該賃借權又は永小作權の交換に關し必要な事項を指示することができる。

前項の指示は、交換に因り移轉すべき賃借權又は永小作權の目的たる農地の所在、地番、地目及び面積を定めて、これをしなければならぬ。

第一項の規定による交換については、賃借權又は永小作權の移轉は、民法第二百七十二條但書及び第六百十二條の規定にかかはらず、これを行うことができる。

市町村農地委員會が第一項の指示をしたときは、遲滞なくその旨を當該指示に係る農地の所有者及び所有者でない賃賃人に通知しなければならぬ。

前項の通知を受けた者は、第一項の指示に異議があるときは、市町

村農地委員會に異議を申し立てることができる。但し、前項の通知を受けた日から十日を経過したときは、この限りでない。

第一項の規定による交換には、第二十三條第三項乃至第五項及び前條の規定を準用する。この場合においては、第二十三條第三項中「市町村農地委員會と協議し」とあるのは、「協議し」と、同條第四項中「市町村農地委員會は、都道府縣農地委員會の裁定」とあるのは、「第一項の指示を受けた者は、市町村農地委員會の裁定」と読み替へるものとする。

第二十六條 第十六條の規定により賣り渡した農地の對價の支拂は、支拂期間三十年（据置期間を含む。）以内、年利三分二厘の均等年賦支拂の方法によるものとする。但し、當該農地を買ひ受けた者の申出のあるときは、その對價の全部又は一部につき一時支拂の方法によるものとする。

前項の對價の支拂に關する契約書に關しては、印紙税法による印紙税は、これを納めることを要しない。

第二十六條之二 政府は、政令の定めるところにより、第十六條の規定により賣り渡した農地の對價の徵收を市町村にさせることができる。市町村が避けられない災害に因つて前項の規定による徵收金を失つたときは、政府は、政令の定めるところにより、その責任を免除することができる。

第二十六條 第十六條の規定により賣り渡した農地の對價の支拂は、支拂期間三十年（据置期間を含む。）以内、年利三分二厘の均等年賦支拂の方法によるものとする。但し、當該農地を買ひ受けた者の申出のあるときは、その對價の全部又は一部につき一時支拂の方法によるものとする。

第一項の對價の支拂期限を過ぎてその對價を支拂はない者があるときは、政府は、政令の定めるところにより、これを督促し、督促手数料及び延滞金を徴収する。

第一項の對價並びに前項の督促手数料及び延滞金は、國稅滯納處分の例によりこれを徴収することができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

第二十七條 第十六條の規定により賣り渡した農地の對價を命令で定める支拂の方法により支拂ふものとした場合における年賦金額と當該農地の公租公課の金額の合計額が當該農地の通常收穫物の價額の一定の割合を超えるときは、政府は、當該農地の對價の支拂につき年賦金額を減免し、年賦金額の支拂を猶豫し、その他對價の支拂に關する負擔を軽減するため、必要な措置を講じなければならない。

前項の一定の割合は、中央農地委員會が、これを定める。但し、三分の一を超えてはならない。

前項に規定するものの外第一項の規定の施行に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十八條 第十六條の規定による農地の賣渡を受けた者若しくはその者から當該農地の所有權を承繼した者が當該農地に就いての自作をやめようとするとき、又は同條第二項の省令で定める團體が同條第三項

第二十八條 第十六條の規定による農地の賣渡を受けた者又はその相繼人が當該農地に就いての自作をやめようとするときは、政府は、命令の定めるところにより、その者に對して當該農地を買ひ取るべきことを申し入れなければならない。

の省令に違反したときは、政府は、命令の定めるところにより、その者に對して當該農地を買ひ取るべきことを申し入れなければならない。

前項の申入があつたときは、その時にその申入において定めた條件によつて當該農地の賣買が成立する。この場合における當該農地の對價には、第六條第三項及び第十四條の規定を準用する。

政府は、第一項の規定による買取により農地を取得したときは、省令で定める場合を除いて、遲滞なく自作農として農業に精進する見込のある者に當該農地を賣り渡さなければならない。

前項の規定による賣渡については、第十條、第十六條第二項第三項、第十七條乃至第二十一條及び第二十六條乃至前條の規定を準用する。

この場合において、第十七條中「前條」とあるのは、「第二十八條第三項」と読み替へるものとする。

第三項の規定により賣り渡した農地については、前四項の規定を準用する。

第二十九條 第十六條の規定により農地の賣渡を受けた者で命令で定めるものは、第十五條の規定により政府が買収した農業用施設、水の使用に關する權利、立木、土地若しくは建物又は政府の所有に屬する農業用施設、水の使用に關する權利、立木、土地若しくは建物で政令で定めるものを買ひ受けようとするときは、市町村農地委員會に對して

前項の申入があつたときは、その時にその申入において定めた條件によつて當該農地の賣買が成立する。この場合における當該農地の對價には、第六條第三項の規定を準用する。

(參考自作農創設特別措置法施行令第二十三條)

第二十九條 第十六條の規定により農地の賣渡を受けた者で命令で定めるものは、第十五條の規定により政府が買収した農業用施設、土地又は建物を買ひ受けようとするときは、市町村農地委員會に對して申込をしなければならない。

申込をしなければならない。

第十五條の規定により政府が買収した農業用施設、水の使用に關する權利、立木、土地若しくは建物又は政府の所有に屬する農業用施設、水の使用に關する權利、立木、土地若しくは建物で政令で定めるものの賣渡については、第十六條、第十八條乃至第二十二條、第二十六條、第二十六條の二及び前條の規定を準用する。この場合において、第十八條第三項中「前條」とあり、又は第十九條第一項中「第十七條」とあるのは、「第二十九條第一項」と読み替へるものとする。

第二十九條の二 第三條若しくは第十五條の規定により買収した土地、農業用施設、水の使用に關する權利、立木若しくは建物又は政府の所有に屬する土地、農業用施設、水の使用に關する權利、立木若しくは建物で政令で定めるものの借賃、小作料、地代その他の使用料の徴收については、第二十六條の二の規定を準用する。

第三十條 政府は、自作農を創設し、又は土地の農業上の利用を増進するため必要があるときは、左に掲げるものを買収することができる。

- 一 農地及び牧野以外の土地で農地の開發に供しようとするもの
- 二 政府の所有に屬する土地で農地の開發に供しようとするものに關する所有權及び擔保權以外の權利
- 三 第一號又は前號の土地附近の農地又は牧野で當該土地と併せて開

第十五條の規定により政府が買収した農業用施設、土地又は建物の賣渡については、第十六條、第十八條乃至第二十二條及び第二十六條の規定を準用する。この場合において、第十八條第三項中「前條」とあり、又は第十九條第一項中「第十七條」とあるのは、「第二十九條第一項」と読み替へるものとする。

第三十條 政府は、自作農を創設するため必要があるときは、左に掲げるものを買収することができる。

- 一 農地以外の土地で農地の開發に供しようとするもの
- 二 政府の所有に屬する土地で農地の開發に供しようとするものに關する所有權及び擔保權以外の權利
- 三 第一號又は前號の土地附近の農地で當該土地と併せて開發するものを相當とするもの
- 四 第一號又は第二號の土地の上にある立木又は建物その他

發するのを相當とするもの

- 四 第一號又は第二號の土地の上にある立木又は建物その他の工作物
- 五 漁業權
- 六 水の使用に關する權利
- 七 開發後における第一號又は第二號の土地の利用上必要な土地、立木又は建物その他の工作物
- 八 第一號及び第三號の土地を除く外農地の開發上必要な土地
- 九 公有水面の埋立をする權利

前項第六號、第七號又は第八號に掲げるものは、政府が、これを使用することができる。

第三十條の二 主務大臣は、前條の規定による買収又は使用をするため必要があるときは、期間を定め、買収又は使用豫定地域を指定することができる。但し、その期間は、一年を越えてはならない。

主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

第一項の規定による指定があつたときは、同項の規定により定められた期間内には、當該買収又は使用豫定地域内において右の各號の一に該當する行爲をしようとする者は、都道府縣知事の許可を受けなければならない。但し、省令で定める場合は、この限りでない。

の工作物

- 五 漁業權
- 六 水の使用に關する權利
- 七 開發後における第一號又は第二號の土地の利用上必要な土地、立木又は建物その他の工作物

前項第六號又は第七號に掲げるものは、政府が、これを使用することができる。

一 土地の形質の変更

二 竹木の植栽若しくは伐採又は土地に定着する物件の移轉、除去若しくは損壞

三 土地又は土地に定着する物件の譲渡

前項の許可を受けないでした同項第三號に該當する行為は、その效力を生じない。

政府は、第一項の規定による指定に因つて通常生すべき損失を補償しなければならない。

第三十一條 政府が第三十條の規定による買収又は使用をするには、都道府縣農地委員會が命令の定めるところにより定める未墾地買収計畫によらなければならない。

未墾地買収計畫においては、買収し、又は使用すべき土地、權利、立木又は建物その他の工作物、買収の時期又は使用の時期及び期間並びに對價を定めなければならない。

前項の對價を定める場合には、農地にあつては、第六條第三項の規定を準用し、農地以外の土地にあつては、命令の定めるところにより、當該土地の近傍類似の農地の時價を參照し、土地以外のものにあつては、時價を參照する。この場合において、同項中「市町村農地委員會」とあるのは、「都道府縣農地委員會」と読み替へるものとする。

都道府縣農地委員會は、未墾地買収計畫を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ公告の日から二十日間前條の規定により買収し、又は使用すべきものの所在地の市町村の事務所において左の事項を記載した書類を縦覧に供しなければならない。

一 買収し、又は使用すべき土地、權利、立木又は工作物の所有者の氏名又は名稱及び住所

二 買収し、又は使用すべき土地については、その所在、地番、地目及び面積、權利については、その種類、立木については、その樹種、數量及び所在の場所、工作物については、その種類及び所在の場所

三 對價

四 買収の時期又は使用の時期及び期間

未墾地買収計畫については、第七條及び第八條の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「市町村農地委員會」とあるのは、「都道府縣農地委員會」と、「都道府縣農地委員會」とあるのは、「都道府縣知事」と、第七條第一項及び同條第五項とあり、又は第七條第三項中「第六條第五項」とあるのは、「第三十一條第四項」と、第八條中「承認」とあるのは、「認可」と読み替へるものとする。

第三十二條 都道府縣農地委員會は、前條の規定による未墾地買収計畫を定める必要があるときは、その委員又は委員會の事務に従事す

第三十一條 政府が前條の規定による買収又は使用をするには、都道府縣農地委員會が命令の定めるところにより定める未墾地買収計畫によらなければならない。

未墾地買収計畫においては、買収し、又は使用すべき土地、權利、立木又は建物その他の工作物、買収の時期又は使用の時期及び期間並びに對價を定めなければならない。

前項の對價を定める場合には、農地にあつては、第六條第三項の規定を準用し、農地以外の土地にあつては、命令の定めるところにより、當該土地の近傍類似の農地の時價を參照し、土地以外のものにあつては、時價を參照する。この場合において、同項中「市町村農地委員會」とあるのは、「都道府縣農地委員會」と読み替へるものとする。

都道府縣農地委員會は、未墾地買収計畫を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ公告の日から二十日間前條の規定により買収し、又は使用すべきものの所在地の市町村の事務所において左の事項を記載した書類を縦覧に供しなければならない。

一 買収し、又は使用すべき土地、權利、立木又は工作物の所有者の氏名又は名稱及び住所

二 買収し、又は使用すべき土地については、その所在、地番、地目及び面積、權利については、その種類、立木については、その樹種、數量及び所在の場所、工作物については、その種類及び所在の場所

三 對價

四 買収の時期又は使用の時期及び期間

未墾地買収計畫については、第七條及び第八條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市町村農地委員會」とあるのは、「都道府縣農地委員會」と、「都道府縣農地委員會」とあるのは、「都道府縣知事」と、第七條第一項及び第八條中「同條第五項」とあり、又は第七條第二項中「前條第五項」とあるのは、「第三十一條第四項」と、第八條中「承認」とあるのは、「認可」と読み替へるものとする。

第三十二條 都道府縣農地委員會は、前條の規定による未墾地買収計畫を定める必要があるときは、その委員又は委員會

る者に、他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移轉し、若しくは除却させることができる。但し、これに因つて生じた損害は、これを補償しなければならない。政府が第三十條の規定による買収又は使用をするため必要がある場合には、前項の規定を準用する。この場合において、同項の規定中「その委員又は委員会の事務に従事する者」とあるのは、「當該官吏員」と読み替へるものとする。

第三十二條の二 當該官吏員又は都道府縣農地委員会の委員若しくはその事務に従事する者は、登記所、漁業免許に關する登録、土地臺帳若しくは家屋臺帳の所管廳又は市町村の事務所に就き、無償で第三十條の規定による買収又は使用に關し必要な簿書の閲覧又は謄寫を求めることができる。

第三十三條 政府は、第三十條の規定による買収又は使用に係る土地（同條第一項第二號に規定する土地を含む。）又は工作物にある物件の所有者又は占有者に、その物件を収去させることができる。前項の場合において、當該物件を収去することに因つて當該物件を從來用ひた目的に供することができないときは、當該物件の所有者は、命令の定めるところにより、政府に對してその買収を請求することができる。

前項に規定する買収の對價は、都道府縣知事が、時價を參照してこれを定める。第二項に規定する買収については、第九條、第十一條、第十二條第一項、第十三條第一項第二項及び第十四條の規定を準用する。この場合において、第九條第二項第一號中「第六條第五項各號」とあるのは、「第三十一條第四項各號」と、第十一條中「第六條乃至第九條」とあるのは、「第三十一條第一項乃至第四項（第三十八條第二項において準用する場合を含む。）若しくは同條第一項、第三十一條第五項若しくは第三十八條第二項において準用する第七條及び第八條並びに第三十四條において準用する第九條」と読み替へるものとし、第十條中「市町村農地委員會」とあるのは、當該買収が第三十八條に規定するものである場合を除いて、「都道府縣農地委員會」と読み替へるものとする。

第三十四條 第三十條の規定による買収又は使用については、第九條乃至第十一條、第十二條第一項、第十三條第一項第二項及び第十四條の規定を準用する。この場合において、第九條第二項第一號中「第六條第五項各號」とあるのは、「第三十一條第四項各號」と、第十一條中「第六條乃至第九條」とあるのは、「第三十一條第一項乃至第四項（第三十八條第二項において準用する場合を含む。）若しくは同條第一項、第三十一條第五項若しくは第三十八條第二項において準用する第七條及び第八條並びに第三十四條において準用する第九條」と読み替へるものとし、第十條中「市町村農地委員會」とあるのは、當該買収が第三十八條に規定するものである場合を除いて、「都道府縣農地委員會」と読み替へるものとする。

會の事務に従事する者に、他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移轉し、若しくは除却させることができる。但し、これに因つて生じた損害は、これを補償しなければならない。政府が第三十條の規定による買収又は使用するため必要がある場合には、前項の規定を準用する。この場合において、同項の規定中「その委員又は委員会の事務に従事する者」とあるのは、「當該官吏」と読み替へるものとする。

第三十三條 政府は、第三十條の規定による買収又は使用に係る土地（同條第一項第二號に規定する土地を含む。）又は工作物にある物件の所有者又は占有者に、その物件を収去させることができる。前項の場合において、當該物件を収去することに因つて當該物件を從來用ひた目的に供することができないときは、當該物件の所有者は、命令の定めるところにより、政府に對してその買収を請求することができる。

前項に規定する買収の對價は、地方長官が、時價を參照してこれを定める。第二項に規定する買収については、第九條、第十一條、第十二條第一項、第十三條第一項第二項及び第十四條の規定を準用する。この場合において、第九條第二項第一號中「第六條第五項各號」とあるのは、「第三十一條第四項各號」と、第十一條中「第六條乃至第九條」とあるのは、「第三十一條第一項乃至第四項（第三十八條第二項において準用する場合を含む。）若しくは同條第一項、第三十一條第五項若しくは第三十八條第二項において準用する第七條及び第八條並びに第三十四條において準用する第九條」と読み替へるものとする。

第三十五條 政府が第三十條第二項の規定により、権利、土地、立木又は工作物を使用する場合においては、前條において準用する第九條第一項の令書に記載し、又は同項但書の規定により公告した使用の時期に、政府は、當該權利、土地、立木又は工作物の使用權を取得し、當該權利又は當該土地、立木若しくは工作物に關する權利は、使用の期間その行使を停止される。但し、使用を妨げないものは、この限りでない。

第三十六條 第三十條第二項の規定による權利、土地、立木若しくは工作物の使用が三年以上に亘るとき、又はその使用に因つて當該權利、土地、立木若しくは工作物を從來用ひた目的に供することが著しく困難となるときは、當該權利を有する者又は當該土地、立木若しくは工作物の所有者は、命令の定めるところにより、政府に對して當該權利又は土地、立木若しくは工作物の買收を請求することができる。

前項に規定する買收の對價は、都道府縣知事が、これを定める。

第一項の場合には、第三十一條第三項前段及び第三十三條第四項の規定を準用する。この場合において、第三十一條第三項前段において準用する第六條第三項中「市町村農地委員會が都道府縣知事の認可を受けて」とあるのは、「都道府縣知事が」と読み替へるものとする。

第三十七條 政府は、第三十條の規定により土地の買收をする場合にお

第三十六條 第三十條第二項の規定による權利、土地、立木若しくは工作物の使用が三年以上に亘るとき、又はその使用に因つて當該權利、土地、立木若しくは工作物を從來用ひた目的に供することが著しく困難となるときは、當該權利を有する者又は當該土地、立木若しくは工作物の所有者は、命令の定めるところにより、政府に對して當該權利又は土地、立木若しくは工作物の買收を請求することができる。

前項に規定する買收の對價は、地方長官が、これを定める。

第一項の場合には、第三十一條第三項前段及び第三十三條第四項の規定を準用する。この場合において、第三十一條第三項前段において準用する第六條第三項中「市町村農地委員會が地方長官の認可を受けて」とあるのは、「地方長官が」と読み替へるものとする。

いて、特に必要があるときは、その買收の當時當該土地に關し所有權、賃借權、使用貸借による權利、永小作權、地上權又は入會權を有する者に對し、當該土地に代るべき土地として賣り渡し、又は賃貸するたため必要な他の土地（當該土地の上にある立木を含む。）を買收し、又は使用することができる。

前項の場合には、第三十一條乃至前條の規定を準用する。

第三十八條 政府が第三十條第一項の規定による買收をする場合において、その買收に係る同項第一號の土地の面積が主務大臣の定める面積を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定にかかわらず、市町村農地委員會の定める未墾地買收計畫により第三十條第一項の規定による買收をすることができる。

前項の場合には、第七條、第八條、第三十一條第二項第三項前段第四項、第三十二條第一項及び第三十二條の二の規定を準用する。この場合において、第七條第一項及び第八條中「同條第五項」とあり、第七條第三項中「第六條第五項」とあるのは、「第三十一條第四項」と、第三十一條第四項及び第三十二條第一項中「都道府縣農地委員會」とあるのは、「市町村農地委員會」と読み替へるものとする。

第三十九條 政府は、第三十二條第一項（同條第二項、第三十七條第二項及び前條第二項において準用する場合を含む。）の規定による行為、

第三十八條 政府が第三十條第一項の規定による買收をする場合において、その買收に係る同項第一號の土地の面積が主務大臣の定める面積を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定にかかわらず、市町村農地委員會の定める未墾地買收計畫により第三十條第一項の規定による買收をすることができる。

前項の場合には、第七條、第八條、第三十一條第二項第三項前段第四項及び第三十二條第一項の規定を準用する。この場合において、第七條第一項及び第八條中「同條第五項」とあり、又は第七條第二項中「前條第五項」とあるのは、「第三十一條第四項」と、第三十一條第四項及び第三十二條第一項中「都道府縣農地委員會」とあるのは、「市町村農地委員會」と読み替へるものとする。

第三十九條 政府は、第三十二條第一項（同條第二項、第三十七條第二項及び前條第二項において準用する場合を含む。）の

第三十三條第一項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による収去、第三十三條第四項（第三十六條第三項及び第三十七條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十四條（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）において準用する第十二條第一項の規定による権利の消滅又は第三十五條（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による権利の行使の停止に因つて生じた損失を補償しなければならない。

第三十二條第一項（同條第二項、第三十七條第二項及び前條第二項において準用する場合を含む。）の規定による行為に係る補償の場合を除いて、前項の規定による補償を受けるべき者は、第三十條若しくは第三十七條の規定による買収若しくは使用又は第三十三條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六條第一項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収の場合にあつては、當該土地、権利又は立木、工作物その他の物件に關し所有権及び擔保権以外の権利を有した者、第三十三條第一項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による収去の場合にあつては、當該物件に關し擔保権以外の権利を有した者に限る。但し、その者が第三十一條第四項（第三十七條第二項及び前條第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた後當該

規定による行為、第三十三條第一項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による収去、第三十三條第四項（第三十六條第三項及び第三十七條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十四條（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）において準用する第十二條第一項の規定による権利の消滅又は第三十五條（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による権利の行使の停止に因つて生じた損失を補償しなければならない。

第三十二條第一項（同條第二項、第三十七條第二項及び前條第二項において準用する場合を含む。）の規定による行為に係る補償の場合を除いて、前項の規定による補償を受けるべき者は、第三十條若しくは第三十七條の規定による買収若しくは使用又は第三十三條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六條第一項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収の場合にあつては、當該土地、権利又は立木、工作物その他の物件に關し所有権及び擔保権以外の権利を有した者、第三十三條第一項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による収去の場合にあつては、當該物件に關し擔保権以外の権利を有した者に限る。但し、その者が第三十一條第四項（第三十七條第二項及び前條第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた後當該権利を取得した者であるときは、この限りでない。

権利を取得した者であるときは、この限りでない。

第一項の補償金額については、第二十二條第三項乃至第八項の規定を準用する。この場合において「市町村農地委員會」とあるのは、第三十二條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）において準用する同條第一項の規定による行為、第三十三條第一項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による収去又は第三十三條第二項若しくは第三十六條第一項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収に係る補償については、「都道府縣知事」と、その他の補償については、前條の規定による買収に係る場合を除いて、「都道府縣農地委員會」と読み替へるものとする。

第四十條 第三十條の規定により政府が買収した土地又は同條第一項第二號に規定する土地の開発については、他の法令中命令で定める制限又は禁止の規定は、これを適用しない。

第四十條の二 左に掲げる牧野は、政府が、これを買収する。

一 牧野の所有者がその住所のある市町村及びその區域（その隣接市町村の區域を含む、以下同じ。）外において所有する小作牧野

二 牧野の所有者がその住所のある市町村の區域内において、北海道にあつては一町歩、都府縣にあつては中央農地委員會が都府縣別に定める面積を超える小作牧野を所有する場合、その面積を超える面

第一項の補償金額については、第二十二條第三項乃至第七項の規定を準用する。この場合において、「市町村農地委員會」とあるのは、第三十二條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）において準用する同條第一項の規定による行為、第三十三條第一項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による収去又は第三十三條第二項若しくは第三十六條第一項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収に係る補償については、「地方長官」と、その他の補償については、前條の規定による買収に係る場合を除いて、「都道府縣農地委員會」と読み替へるものとする。

積の當該區域内の小作牧野

三 牧野の所有者が所有する自作牧野の面積（その者が農地を所有する場合にあつては、その者が第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を加算して得た面積以下同じ。）北海道にあつては二十町歩、都府縣にあつては中央農地委員會が都府縣別に定める面積を超えるときは、その面積を超える面積の自作牧野

四 牧野の所有者がその住所のある市町村の區域内において所有する小作牧野の面積とその者の所有する自作牧野の面積の合計が前號に規定する面積を超えるときは、その面積を超える面積の當該區域内の小作牧野

前項第二號又は第三號の規定の適用については、第三條第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあるのは、「第四十條の二第一項」と、「一町歩」とあるのは、「三段歩」と、三町歩とあるのは、「五町歩」と、同條第三項中「第一項」とあるのは、「第四十條の二第一項」と読み替へるものとする。

第一項第三號の都府縣別の面積又は前項において準用する第三條第三項の規定により都道府縣農地委員會が定める同號の面積に代るべき面積は、四十町歩を超えてはならない。

第一項の牧野の外左に掲げる牧野で、都道府縣農地委員會又は市町

村農地委員會が自作農の創設上政府において買収することを相當と認めたものは、政府が、これを買収する。

一 農地を所有しないもの又は耕作若しくは養畜の業務を営まない者の所有する小作牧野

二 自作牧野の所有者が牧野を集約的に利用することに因つて第一項第三號の面積（その者が農地を所有する場合にあつては、その者が第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を控除して得た面積以下本號において同じ。）以下において省令の定めるところにより、都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會において、定める一定面積の牧野を以て同號の面積の牧野と同程度の生産をあげる事ができると認められる場合、同號の面積からその一定面積を控除して得た面積の當該自作牧野

三 耕作又は養畜を主たる業務としない法人その他の團體の所有する牧野

四 牧野で所有權その他の權原に基きこれを家畜の放牧又は採草の目的に供することのできる者が現に當該目的に供してゐないもの

五 前各號に掲げるものを除く外牧野でその所有者が市町村農地委員會に對し政府において買収すべき旨を申し出たもの

第一項乃至前項の規定の適用については、第四條第一項の規定を、第一項の規定の適用については、同條第二項の規定を準用する。この場合において同條中「市町村の區域」とあるのは、「市町村の區域

（その隣接市町村の区域を含む。）と読み替へるものとする。

政府は、必要があると認めるときは、左に掲げるものを買収することができる。

一 第一項又は前項の規定により買収する牧野の上にある立木又は建物その他の工作物

二 第一項又は前項の規定により買収する牧野又は當該牧野を以て造成される農地の利用上必要な農業用施設又は水の使用に關する權利

第四十條の三 政府は、左の各號の一に該當する牧野については、前條の規定による買収をしない。

一 都道府縣又は市町村の所有に屬し、公共用又は公用に供してゐる牧野で主務大臣の指定したもの

二 市町村、財産區又は農業協同組合（主務大臣の指定するものを除く。）の所有に屬し共同利用に供されてゐる牧野（前條第一項第三號の面積に當該牧野を共同利用してゐる者の人數を乗じて得た面積からその者の所有してゐる牧野でその者が前條の規定による買収を受けることのないものの面積の合計を控除して得た面積を超える面積の牧野を除く。）

三 都道府縣又は主務大臣の指定する教育機關の所有に屬し、専ら試験研究の目的に供してゐる牧野

四 前各號に掲げるものの外、省令の定めるところにより、主務大臣の指定した牧野

五 自作牧野を家畜の放牧又は採草の目的に供してゐた者が第五條第六號に規定する事由に因つてその自作牧野を自ら家畜の放牧又は採草の目的に供することができないため一時當該自作牧野につき賃借權又は使用賃借による權利を設定した場合、都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會が、その自作牧野の所有者の所有する牧野の面積（その者が農地を所有する場合にあつては、その者が第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を加算して得た面積）が前條の二第一項第三號の面積又は同條第二項において準用する第三條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積を超えない限度において、その者が近く當該牧野を自ら家畜の放牧又は採草の目的に供するものと認め、且つそのことを相當と認める當該牧野

第四十條の四 政府が第四十條の二の規定による買収をするには、市町村農地委員會（省令で定める場合にあつては、都道府縣農地委員會以下第四項において同じ。）の定める牧野買収計畫によらなければならない。

牧野買収計畫においては、買収すべき牧野、立木、建物その他の工

作物又は権利並びに買収の時期及び對價を定めなければならない。

前項の對價は、省令の定めるところにより、牧野にあつては當該牧野の近傍類似の農地の時價を參酌し、牧野以外のものにあつては時價を參酌してこれを定める。

市町村農地委員會は、牧野買収計畫を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ公告の日から二十日間第四十條の二の規定により買収すべきものの所在地の市町村の事務所において左の事項を記載した書類を縦覧に供しなければならない。

一 買収すべき牧野、立木、工作物又は権利の所有者の氏名又は名稱及び住所

二 買収すべき牧野については、その所在、地番、地目及び面積、立木については、その樹種、數量及び所在の場所、工作物については、その種類及び所在の場所

三 對價

四 買収の時期

牧野買収計畫については、第六條の二、第六條の三及び第六條の五乃至第八條の規定を準用する。この場合において、第一項の省令で定める場合にあつては、これらの規定中「市町村農地委員會」とあるのは、「都道府縣農地委員會」と、「都道府縣農地委員會」とあるのは、「都

道府縣知事」と、「承認」とあるのは、「認可」と読み替へるものとし、第七條第一項及び第八條中「同條第五項」とあり、又は第七條第三項中「第六條第五項」とあるのは、「第四十條の四第四項」と、第七條第二項中「市町村の區域」とあるのは、「市町村の區域（その隣接市町村の區域を含む。）」と読み替へるものとする。

第四十條の五 第四十條の二の規定による買収については、第九條乃至第十二條、第十三條第一項第二項、第十四條及び第三十二條乃至第三十三條の規定を準用する。この場合において、第三十二條第一項中「都道府縣農地委員會」とあるのは、前條第一項の省令で定める場合を際いて、「市町村農地委員會」と読み替へるものとする。

政府は、前項において準用する第三十二條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。以下第三項において同じ。）の規定による行為、前項において準用する第三十三條第一項の規定による収去、又は同條第四項において準用する第十二條第一項の規定による権利の消滅に因つて生じた損失を補償しなければならない。

第一項において準用する第三十二條第一項の規定による行為に係る補償の場合を除いて、前項の規定による補償を受けるべき者は、第一項において準用する第三十三條第一項の規定による収去の場合にあつては、當該物件に關し擔保權以外の權利を有した者、第一項において

準用する第三十三條第二項の規定による買収の場合にあつては、當該土地、權利又は立木、工作物その他の物件に關し所有權及び擔保權以外の權利を有した者に限る。但し、その者が第四十條の第四項の規定による公告のあつた後當該權利を取得した者であるときは、この限りでない。

第二項の補償金額については、第二十二條第三項乃至第八項の規定を準用する。この場合において、同條第四項及び第五項中「市町村農地委員會」とあるのは、第一項において準用する第三十二條第一項の規定による行爲に係る補償については、同項の規定により市町村農地委員會がした行爲に係る場合を除いては、「都道府縣農地委員會」と、その他の補償については、「都道府縣知事」と読み替へるものとする。

第四十條の六 第四十條の二の規定による買収のあつた牧野で都道府縣農地委員會が、省令の定めるところにより、指定するものにつき、前條第一項において準用する第十二條第二項の規定により設定された權利がある場合において當該牧野を開發して自作農を創設するため第四十一條の規定による當該牧野の賣渡がある前に當該權利を消滅させる必要があるときは、都道府縣農地委員會は、當該權利の消滅すべき時期を指定することができる。

前項に規定する權利は、同項の規定により指定された時期に消滅す

る。

前項の場合には、第二十二條第二項乃至第八項の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「第十六條第一項の命令で定める農地」とあるのは、「第四十一條第一項第二號に掲げる牧野」と、「第六條第五項」とあるのは、「第四十條の四第四項」と、読み替へるものとする。第一項に規定する牧野については、第四十條の規定を準用する。

第四十一條 政府は、左に掲げるものを農業に精進する見込のある者その他省令で定める者に賣り渡し、又は賃貸することができる。

一 第三十條、第三十三條第二項（第四十條の五第一項において準用する場合を含む）、第三十六條又は第四十條の二の規定により買収し、又は使用した土地、權利又は立木、工作物その他の物件

二 政府の所有に屬する牧野若しくはその上にある立木、建物その他の工作物又は牧野の利用上必要な農業用施設若しくは水の使用に關する權利で、政令の定めるところにより、農業に精進する見込のある者その他省令で定める者に賣り渡すべきものと決定されたもの

三 政府の所有に屬する土地物件で、政令の定めるところにより、農地の開發又は開發後における土地の利用に供すべきものと決定されたもの

四 公有水面埋立法により主務大臣が造成した埋立地

第四十一條 政府は、第三十條第一項の規定により買収した土地（同條第一項第二號に規定する土地を含む）、權利、立木若しくは工作物又は同條第二項の規定により使用した權利、土地、立木若しくは工作物を自作農として農業に精進し得る見込のある者その他省令で定める者に賣り渡し、又は賃貸することができる。

前項の規定による賣渡又は賃貸については、第十七條、第十八條第一項乃至第三項第五項、第二十條、第二十一條、第二十六條の二の規定を準用する。この場合において、第十七條中「前條」とあるのは、「第四十一條第一項」と、「同條」とあるのは、「同項」と読み替へるものとす。市町村農地委員會の定めた未墾地買収計畫又は牧野買収計畫により買収した土地を賣り渡し、又は賃貸する場合を除いては、第十七條及び第十八條第一項並びに同條第五項において準用する第八條中「市町村農地委員會」とあるのは、「都道府縣農地委員會」と、「都道府縣農地委員會の承認」とあるのは、「都道府縣知事の認可」と読み替へるものとす。

市町村農地委員會が定めた牧野買収計畫により買収した牧野を第一項の規定により賣り渡す場合には、前項において準用する規定の外第十條、第十八條第四項及び第十九條の規定を準用する。

第一項の規定により同項に規定する土地を賣り渡す場合には、前二項において準用する規定の外、第二十六條、第二十七條及び第二十八條第一項乃至第三項第四項本文第五項の規定を準用する。この場合において、第二十八條第三項中「自作農として農業に精進する見込のある者」とあるのは、「第四十一條第一項に規定する者」と、同條第四項中「第十條、第十六條第二項第三項、第十七條乃至第二十一條及び第二十六條乃至前條」とあるのは、「第四十一條第二項第三項」と読み替へるものとす。

第一項の規定により牧野を賣り渡す場合には、前三項において準用する規定の外、第二十二條第一項本文及び第二項乃至第八項の規定を準用する。この場合において、同條第一項及び第二項中「第十六條第一項の命令で定める農地」とあるのは、「第四十一條第一項第二號に掲げる牧野」と、第二十二條第二項中「第六條第五項」とあるのは、「第四十條の四第四項」と読み替へるものとす。

第一項の規定により賣り渡した土地については、土地台帳法第十八條の規定は、これを適用しない。

第四十一條の二 政府は、前條第一項の處分をするまで、同項に規定する者の申出により同項第一號、第三號及び第四號に掲げるものを都道府縣知事の定める條件によりその者に使用させることができる。

前項の使用は、無償とする。但し、省令で定める場合は、この限りでない。この場合には、第二十六條の二の規定を準用する。

前條第一項第三號の決定前において政府の所有に属する土地物件を同項に規定する者に使用させる場合も、前項の規定と同様とする。

第四十一條の三 第三十七條の規定により買収し、若しくは使用した土地（當該土地の上にある立木を含む。以下本條において同じ。）又は政府の所有に属する土地で、政令の定めるところにより、第三十七條第一項に掲げる者に賣り渡し、若しくは賃貸すべきものと決定されたも

前項の規定による賣渡又は賃貸については、第十七條、第十八條第一項乃至第三項第五項、第二十條、第二十一條及び第二十六條の規定を準用する。この場合において、第三十一條の規定による未墾地買収計畫により買収し、又は使用した土地（第三十條第一項第二號に規定する土地を含む。）を、權利、立木又は工作物の賣渡又は賃貸については、第十七條及び第十八條第一項並びに同條第五項において準用する第八條中「市町村農地委員會」とあるのは、「都道府縣農地委員會」と、「都道府縣農地委員會の承認」とあるのは、「地方長官の認可」と読み替へるものとす。

第一項の規定により第三十條第一項第一號乃至第三號に規定する土地を賣り渡す場合には、前項において準用する規定の外、第二十七條及び第二十八條の規定を準用する。

の賣渡又は賃貸は、都道府縣知事が賣渡又は賃貸の相手方に對し通知書を交付して、これをするものとする。

前項の場合には、第十七條、第二十條第二項、第二十一條及び第二十六條の二の規定を準用する。

第一項に規定する賣渡のあつた土地の對價の支拂は、省令で定める均等年賦支拂の方法によるものとする。但し、當該土地を買ひ受けた者の申出のあるときは、その對價の全部又は一部につき一時支拂の方法によるものとする。

第四十二條 第六條第五項（第十五條第二項において準用する場合を含む。）第三十一條第四項（第三十七條第二項及び第三十八條第二項において準用する場合を含む。）又は第四十條の四第四項の規定による公告のあつた後は、當該買收計畫において定められた土地、農業用施設、工作物又は立木に關する權利を有する者は、買收又は使用に支障を及ぼす虞のない場合を除いて、都道府縣知事の許可を受けなければ、當該土地の形質を變更し、又は當該農業用施設、工作物若しくは立木を損壞し、若しくは收去してはならない。

第四十三條 第三條、第十五條、第三十條、第三十三條第二項、第三十六條、第三十七條又は第四十條の二の規定により買收し、又は使用する土地、權利又は立木、工作物その他の物件の對價、第十三條第三項

に規定する報償金及び第二十二條第二項（第四十條の六第二項及び第四十一條第五項において準用する場合を含む。）第三十九條第一項の又は第四十條の五第二項の規定による補償金は、三十年以内に償還すべき證券を以つてこれを交付することができる。

前項の規定により交付するため、政府は、必要な額を限度として證券を發行することができる。

前二項の規定により交付する證券の交付價格は、時價を參照して大藏大臣が、これを定める。

第二項の證券に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四十四條 第三條、第十五條、第三十條第一項、第三十三條第二項（第四十條の五第一項において準用する場合を含む。）第三十六條、第三十七條若しくは第四十條の二の規定による買收、第十六條（第二十八條第四項第五項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第二十八條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）、若しくは第四十一條の規定による賣渡若しくは賃貸、第二十三條若しくは第二十五條の規定による交換又は第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による買取をする場合における登記は、政令の定めるところによる。

第四十四條の二 第三條、第十五條若しくは第四十條の二の規定による

第四十二條 第六條第五項（第十五條第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一條第四項（第三十七條第二項及び第三十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた後は、當該買收計畫において定められた土地、農業用施設、工作物又は立木に關する權利を有する者は、買收又は使用に支障を及ぼす虞のない場合を除いて、地方長官の許可を受けなければ、當該土地の形質を變更し、又は當該農業用施設、工作物若しくは立木を損壞し、若しくは收去してはならない。

第四十三條 第三條、第十五條、第三十條、第三十三條第二項、第三十六條又は第三十七條の規定により買收し、又は使用する土地、權利又は立木、工作物その他の物件の對價、第十三條第三項に規定する報償金及び第二十二條第二項又は第三十

九條第一項の規定による補償金は、三十年以内に償還すべき證券を以つてこれを交付することができる。

前項の規定により交付するため、政府は、必要な額を限度として證券を發行することができる。

第二項の規定により交付する證券の交付價格は、時價を參照して大藏大臣が、これを定める。

第二項の證券に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四十四條 第三條、第十五條、第三十條第一項、第三十三條第二項、第三十六條若しくは第三十七條の規定による買收、第十六條（第二十九條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四十一條の規定による賣渡若しくは賃貸、第二十三條若しくは第二十五條の規定による交換又は第二十八條第一項（第四十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定による買取をする場合における登記は、政令の定めるところによる。

買収、第二十三條の規定による交換又は第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による買収に因つて政府が取得した土地については、土地台帳法第四十四條の規定にかかはらず、政令の定めるところにより、同法を適用する。

第四十四條の三 第三條、第十五條、第三十條第一項、第三十六條、第三十七條若しくは第四十條の二の規定による買収、第二十三條の規定による交換又は第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による買収をする場合において必要があるときは、都道府県知事は、政令の定めるところにより、土地台帳法第十八條、第二十六條、第四十條又は第四十一條の規定による申告を土地所有者又は質権者若しくは地上権者に代つてすることができ。

第十六條（第二十八條第四項第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）、第二十八條第三項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第四十一條第一項の規定により賣り渡した土地又は第四十一條の第三項に規定する賣渡のあつた土地についての土地台帳法の登録については、政令で特例を定めることができる。

第四十四條の四 政府が、第三條、第十五條、第三十條第一項、第三十三條第二項（第四十條の五第一項において準用する場合を含む。）、第

三十六條、第三十七條若しくは第四十條の二の規定による買収、第二十三條の規定による交換又は第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による買収に因つて取得した土地又は建物に對し、地方税法第四十六條又は第四十七條の規定によりその取得の際における當該土地又は建物の所有者に地租又は家屋税が賦課されたときは、省令の定めるところにより、政府又は第十六條（第二十八條第四項第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）、第二十八條第三項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第四十一條第一項の規定による當該土地若しくは建物の賣渡若しくは第四十一條の第三項に規定する當該土地の賣渡を受けた者は、當該所有者に當該地租又は家屋税の全部又は一部に相當する金額を支拂はなければならない。

政府が、第三條、第十五條、第三十條第一項、第三十六條、第三十七條又は第四十條の二の規定による買収に因つて取得した土地に對し、地方税法第四十六條の規定によりその取得の際における當該土地の質権者又は存続期間百年以上の地上権者に地租が賦課されたときは、省令の定めるところにより、政府又は第十六條（第二十八條第四項第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第四十一條第一項の規定による當該土地の賣渡若しく

は第四十一條の第三項に規定する當該土地の賣渡を受けた者は、當該質權者又は地上權者に當該地租の全部又は一部に相當する金額を支拂はなければならない。

第四十五條 主務大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるときは、農地その他の土地又は物件に關し必要な報告を徴することができる。

第四十六條 政府が、第三條、第十五條若しくは第四十條の二の規定による買収、第二十三條の規定による交換又は第二十八條第一項（同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による買取に因つて取得した土地、權利又は立木、工作物その他の物件、第十六條第一項又は第二十九條第一項の命令で定める土地物件又は權利並びに第四十一條第一項及び第四十一條の三第一項に掲げるものは、農林大臣が、これを管理し、又は處分する。

農林大臣は、前項に掲げる土地、權利又は立木、工作物その他の物件の管理に關する權限の一部を市町村農地委員會その他省令で定めるものに行はせることができる。

第四十七條 主務大臣又は都道府縣知事は、自作農の創設上特に必要があると認めるときは、この法律により市町村農地委員會に對してすべき異議の申立は、都道府縣農地委員會に對し、都道府縣農地委員會に對してすべき訴願の提起は、都道府縣知事に對してこれをするものとする。

前項の場合には、同項の規定により都道府縣農地委員會に處理させ

る事項に關しては、この法律により都道府縣農地委員會の權限に屬させた事項は、都道府縣知事が、これを處理し、この法律により市町村農地委員會に對してすべき異議の申立は、都道府縣農地委員會に對し、都道府縣農地委員會に對してすべき訴願の提起は、都道府縣知事に對してこれをするものとする。

主務大臣は、自作農の創設上特に必要があると認めるときは、この法律により都道府縣農地委員會の權限に屬させた事項を都道府縣知事又は中央農地委員會に處理させることができる。

前項の場合には、同項の規定により都道府縣知事又は中央農地委員會に處理させる事項に關しては、この法律により都道府縣知事の權限に屬させた事項は、主務大臣が、これを處理し、この法律により都道府縣農地委員會に對してすべき異議の申立は、都道府縣知事又は中央農地委員會に對し、都道府縣知事に對してすべき訴願の提起は、主務大臣に對してこれをするものとする。

主務大臣は、自作農の創設上特に必要があると認めるときは、この法律により都道府縣知事又は都道府縣農地委員會の權限に屬させた事項を處理することができる。

前項の場合には、同項の規定により主務大臣の處理する事項に關しては、この法律により都道府縣農地委員會に對してすべき異議の申立

第四十五條 主務大臣又は地方長官は、必要があると認めるときは、農地その他の土地又は物件に關し必要な報告を徴することができる。

第四十六條 政府が、第三條、第十五條、第三十條第三十三條第二項、第三十六條又は第五十七條の規定により買収し、又は使用する土地、權利又は立木、工作物その他の物件の管理に關する主務大臣の權限の一部は、命令の定めるところにより、市町村長、市町村農地委員會その他省令で定めるものに行はせることができる。

第四十七條 主務大臣又は地方長官は、自作農の創設上特に必要があると認めるときは、この法律により市町村農地委員會の權限に屬させた事項を都道府縣農地委員會に處理させることができる。

前項の場合には、同項の規定により都道府縣農地委員會に

處理させる事項に關しては、この法律により都道府縣農地委員會の權限に屬させた事項は、地方長官が、これを處理し、この法律により市町村農地委員會に對してすべき異議の申立は、都道府縣農地委員會に對し、都道府縣農地委員會に對してすべき訴願の提起は、地方長官に對してこれをするものとする。

主務大臣は、自作農の創設上特に必要があると認めるときは、この法律により都道府縣農地委員會の權限に屬させた事項を地方長官又は中央農地委員會に處理させることができる。

前項の場合には、同項の規定により地方長官又は中央農地委員會に處理させる事項に關しては、この法律により地方長官の權限に屬させた事項は、主務大臣が、これを處理し、この法律により都道府縣農地委員會に對してすべき異議の申立は、地方長官又は中央農地委員會に對し、地方長官に對してすべき訴願の提起は、主務大臣に對してこれをするものとする。

は、主務大臣に對してこれをするものとする。この場合には、第七條第四項及び第五項の規定を適用しない。

第四十七條之二 この法律による行政廳の處分で違法なものの取消又は變更を求める訴は、昭和二十二年法律第七十五號第八條の規定にかかはらず、當事者がその處分のあつたことを知つた日から一箇月以内にこれを提起しなければならない。但し、處分の日から二箇月を経過したときは、同條の規定にかかはらず、訴を提起することができない。前項の訴の提起は、この法律による行政廳の處分の執行を停止しない。

第四十八條 この法律中市町村農地委員會に關する規定は、地區農地委員會の設けられてゐる市町村の地區にあつては、地區農地委員會にこれを適用する。この場合において、第三條第一項中「市町村の區域」とあるのは、「地區農地委員會の設けられてゐる地區」と、同項第一號中「隣接市町村の區域」とあるのは、「隣接市町村の區域内の地域又は他の地區農地委員會の設けられてゐる地區で當該地區に隣接する地區」と、「第六條第五項（第十五條第二項において準用する場合を含む。）、第十八條第四項（第二十九條第二項及び第四十一條第三項において準用する場合を含む。）、第三十八條第二項において準用する第三十一條第四項及び第四十條の四第四項中「市町村の事務所とあるのは、」地區農地委員會の事務所」と讀み替へるものとする。

第四十九條 この法律中郡道府縣又は郡道府縣知事に關する規定は、特

第四十八條 この法律中市町村農地委員會に關する規定は、地區農地委員會の設けられてゐる市町村の地區にあつては、地區農地委員會にこれを適用する。この場合において、第三條第一項中「市町村の區域」とあるのは、「地區農地委員會の設けられてゐる地區」と、同項第一號中「隣接市町村の區域」とあるのは、「隣接市町村の區域内の地域又は他の地區農地委員會の設けられてゐる地區で當該地區に隣接する地區」と讀み替へるものとする。

第四十九條 この法律中市町村又は町村長に關する規定は、町

別市の指定があつたときは、政令で定める時期までは、當該特別市の區域を含む指定前の郡道府縣又はその知事に、市町村又は市町村長に關する規定は、特別區のある地にあつては特別區又は特別區の區長に、地方自治法第五十五條第二項の市にあつては區又は區長に、特別市にあつては行政廳又は行政區の區長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者にこれを適用する。

第五十條 左の各號の一に該當する者は、これを六箇月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處する。

一 第三十條の二第三項の規定に違反して同項各號の一に該當する行為をした者

二 第三十二條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十二條第一項の規定による當該官吏の測量、検査、移轉又は除却を拒み、妨げ又は忌避した者

三 第四十二條の規定に違反した者

四 第四十五條の規定に違反して、報告を怠り、又は虚偽の報告をした者

第五十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し前條第二號又は第三號の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して同

の事務の全部又は役場事務を共同處理する町村組合のある地にあつては町村組合又は組合管理者に、町村組合を施行しない地にあつてはこれに準ずるものに、市又は市長に關する規定は、東京都の區のある區域、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市にあつては地方長官の指定する區又は區長にこれを適用する。

第五十條 左の各號の一に該當する者は、これを六箇月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處する。

一 第三十二條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十二條第一項の規定による當該官吏の測量、検査、移轉又は除却を拒み、妨げ又は忌避した者

二 第四十二條の規定に違反した者

三 第四十五條の規定に違反して、報告を怠り、又は虚偽の報告をした者

條の罰金刑を科する。

附 則 第二項を削る。

附 則 (昭和二十一年法律第四十三號)

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。(昭和二十一年十二月二十九日から施行)

附 則 (昭和二十一年法律第四十三號)

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第三條第一項の規定による農地の買収については、市町村農地委員会は、相當と認めるときは、命令の定めるところにより、昭和二十年十一月二十三日現在における事實に基いて第六條の規定による農地買収計画を定めることができる。

附 則 (昭和二十二年法律第幾號)

第一條 この法律は、公告の日から、これを施行する。但し、改正後の第二條第四項及び第四條第一項の規定は、昭和二十二年五月三日から、第四十一條の二第二項、第三項の規定は、同年四月一日から、これを適用する。

第二條 この法律施行前に改正前の附則第二項の規定による農地買収計画に關してされた手續は、第六條の二、第六條の三又は第六條の五の規定によりされた手續とみなす。

第三條 政府が第十二條の規定により昭和二十二年七月二日又は同年十月二日に所有権を取得した農地の所有者であつた者に対し、第十三條第三項の規定により報償金を交付する場合には、改正後の同項の規定を適用する。

第四條 この法律施行前に政府が、第三條、第十五條、第三十條第一項、

第三十三條第二項、第三十六條若しくは第三十七條の規定による買収、第二十三條の規定による交換又は第二十八條第一項(改正前の第四十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定による買取に因つて取得した土地又は建物については、第四十四條の四の規定を適用する。

第五條 この法律施行前にした自作農創設特別措置法による行政廳の処分で違法なものの取消又は変更を求める訴は、この法律施行前にその処分があつたことを知つた者にあつては、第四十七條の二第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一箇月以内にこれを提起することができる。

前項に規定する行政廳の処分については、第四十七條の二第一項但書の期間は、この法律施行の日から、これを起算する。

前二項の規定は、昭和二十二年法律第七十五号第八條の規定の適用を妨げない。

